



指定難病の医療費助成

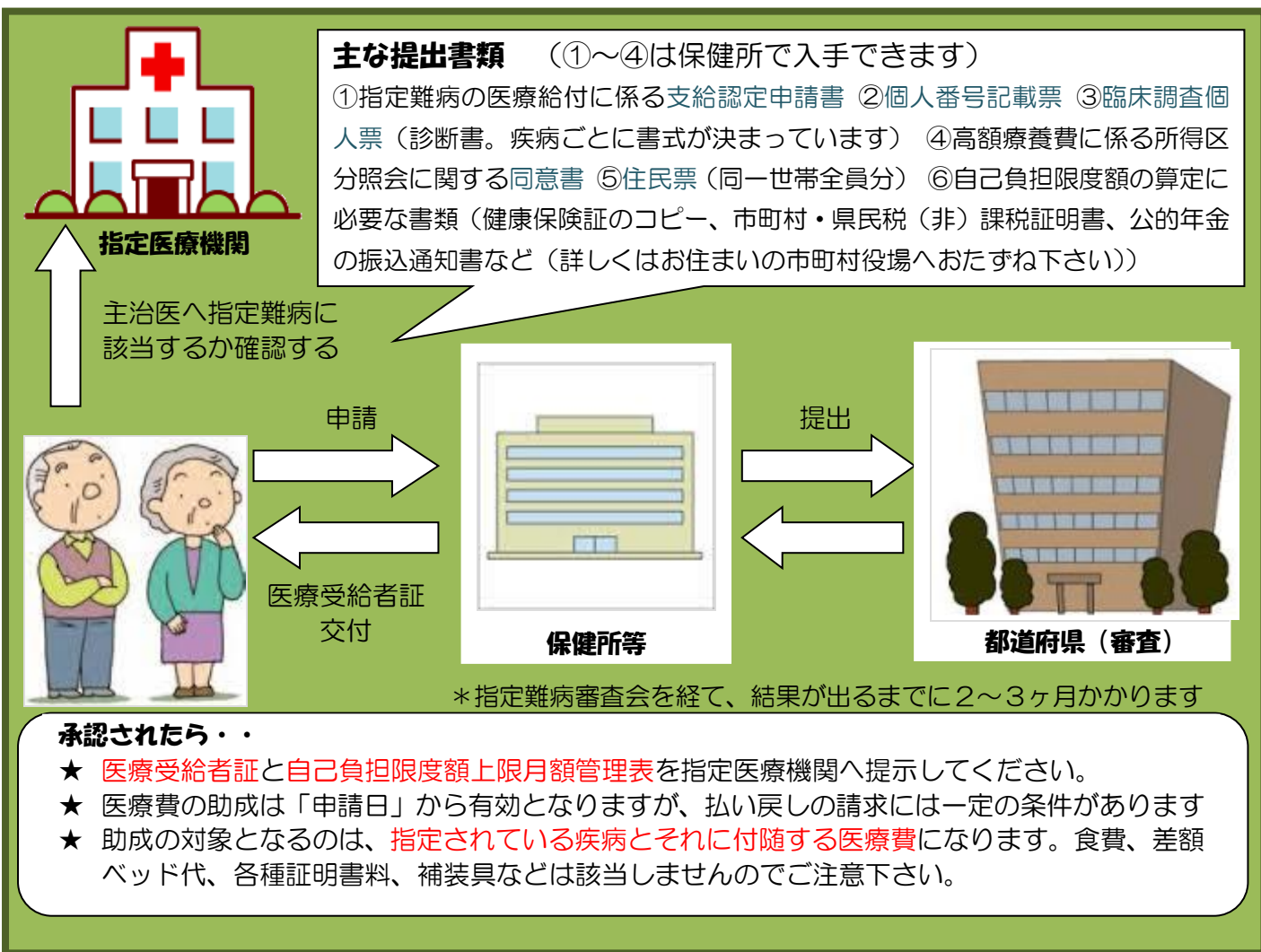
難病とは？

①発病のなりたちが明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病で、④長期の療養を必要とする、疾患のことを難病という言い方をします。その中で、国が治療方法の調査研究や患者支援を推進するため、医療費の助成を行っているものを「指定難病」と言い、現在338の病気が指定されています。

指定難病の医療費助成を受けるためには？

□指定難病の医療費助成を受けるためには「医療受給者証」が必要です。対象となっている疾病に診断された場合は、診断書と必要書類を揃えて、都道府県・指定都市の窓口に医療費の助成を申請します。

□申請するためには、指定難病の診断を受けていることが条件となります。**必ず主治医にお問い合わせください。**また、申請しても必ず助成の対象になるわけではありません。都道府県の承認が必要です。



指定難病における自己負担上限額(月額)

階層区分	区分の基準 (金額は夫婦2人世帯の場合 における年収の目安)		患者負担割合2割		
			自己負担限度額(外来+入院+薬代+訪問看護)		
			原則		
			一般	高額かつ長期*	人工呼吸器等 装着
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税	本人収入 80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税 収入約160万円～約370万円		10,000	5,000	
	市町村民税課税 収入約370万円～約810万円		20,000	10,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税課税 収入約810万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

*階層区分の一般所得Ⅰ以上の方が、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上あった場合、自己負担額が上限表の「高額かつ長期」の欄に記載されている金額に減免されます。

医療費助成の更新手続きについて

受給者証の有効期限は原則、申請日から、**最初に到来する9月30日まで**です。更新の通知が届いたら申請を忘れずに！

その他難病指定に関わる相談窓口はこちら

- ◇ お住まいの保健所
- ◇ 埼玉県 保健医療部 疾病対策課 指定難病対策担当
☎ 048-830-3562
- ◇ 埼玉県難病相談支援センター(国立東埼玉病院内)
☎ 048-768-3351

加入している医療保険によって、「世帯」の考え方はちがいます



記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター